

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por.1/2555

件名：水害による第 36(1)条に基づく原材料および必要資材の破損部分および残存物に関する条件および処分方法

水害による第 36(1)条に基づく原材料および必要資材の破損部分および残存物に関する条件および会計処理の方法を明確にするために、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条および第 36 条の権限に基づき、2011 年 11 月 15 日付け投資委員会事務局布告第 Por4/2554 号件名：水害による第 36(1)条に基づく原材料および必要資材の破損部分および残存物に関する条件および処分方法を廃止し、以下の通り発布する。

第 1 項「破損部分」とは 2000 年 7 月 24 日付け投資委員会事務局布告第 Por5/2543 号件名：残存物の有無を問わず第 36(1)条に基づく原材料および必要資材の破損部分および残存物に関する条件および処分方法に基づく破損部分を意味する。

第 2 項奨励者が以下の証拠を提出すれば、事務局は破損部分になる原材料および必要資材の処分を免税にて行うことを許す。

2.1 本布告に添付した原材料および必要資材の破損部分および残存物の処分申請書に基づく原材料および必要資材処分許可申請書および

2.2 水害による破損の資産をまとめて一般会計基準に基づき、費用または貸し倒れ引当金として計上した公認会計士に監査を受けた水害が発生した年の決算書、もしくは

2.3 奨励者の報告と一致した、保険会社または製造原材料および必要資材の損害、品質の劣化を調査し保証書を発行するように事務局に許可された民間機関による破損の確認書

第3項本布告は水害により影響を受けた奨励者に適用するものとし、
原材料および必要資材の破損部分および残存物の処分を2012年6月30日ま
でに申請すること。

第4項本布告における条件および方法は許可をするための一般的なも
のとし、ほかに必要な場合に応じて、委員会はその都度検討する。

布告日 2012年2月21日

(アッチャカ・シーブンルアン)

投資委員会事務局長

1977 年投資促進法第 36(1)条に基づく原材料および必要資材の破損部分および残存物の処分申請書

_____にて

日付_____

題名：第 36(1)条に基づく原材料および必要資材の破損部分および残存物の
処分申請

宛先：BOI 事務局長

添付:

私 _____ (社名) _____、 _____ 業種 _____ 事業で
投資奨励をされており、奨励証書番号 _____、日付 _____、住所は
_____ 番 _____ 通り、タンボン _____、アンパー _____、チ
ャンワット _____ であり、この度水害により第 36(1)条に基づく原材料お
よび必要資材に破損が発生したため、以下の通りその破損部分および残存物
を処分したく存ずる。

1. 破損/生産停止の発生日 _____
2. 原材料および必要資材の破損部分および残存物の処分を申請す
る第 36(1)条に基づく原材料および必要資材リスト(添付資料 1)
3. 会社により作成された破損部分および残存物を処分する原材料
及び必要資材に関する書類。これは原材料および必要資材の金額、種類、数
量または重量を示すもの。

以上水害による原材料および必要資材の破損部分および残存物の処
分に承認を願う。 _____ (社名) _____ は以上のことが事実であること
を保証する。後日で投資委員会事務局の調査により虚実の申し立てまたは偽
造の書類の使用が発見された場合、その原材料および必要資材の輸入関税な
らびに罰金、割増金を課していただく。

(_____)

社印

担当者 _____

電話番号 _____

ファックス _____

付書類 1

水害による原材料および必要資材の破損部分および残存物の処分を申請する
1977年投資促進法第36(1)条に基づく _____ (社名) _____ の原材料およ
び必要資材リスト

残存物がある場合

順番	事務局の書類番号/日付	インボイス番号	処分する原材料	数量	注記

□ 残存物がある場合

順番	事務局の書類番号/日付	インボイス番号	処分する原材料	数量	注記

ประกาศที่สกท. ป.1 / 2555 เรื่อง ปรับปรุงเงื่อนไขและวิธีการสำหรับส่วนสูญเสียและเศษซากของวัตถุดิบและวัสดุจำเป็นตามมาตรา 36 (1) ที่ได้รับความเสียหายจากวิกฤตอุทกภัย

21 กุมภาพันธ์ 2555